

# 平成19年度 中小企業のための沖縄県制度金融のご案内 中小企業者の皆様へのお知らせ

融資条件等/ 資金名		融資対象	融資限度額 (単位 万円)	融資期間 (据置期間)	融資利率 固定	保証料率	
事業 歴 が 1 年 以 上 の 事 業 者	短期運転資金	一般貸付	短期的な運転資金を必要とする中小企業者	運転のみ 1,000	1年	2.10%	1.80%以内で裏面一覧表に定める率
		売掛債権担保貸付	他の事業者等に売掛債権を有する中小企業者	運転のみ 3,000			0.60%
	小規模企業対策資金	一般貸付	従業員20人以下の企業(商業・サービス業は5人以下)	運転・設備併せて 1,250	運・5年(6ヵ月) 設・7年(1年)	2.20%	1.75%以内で裏面一覧表に定める率
		特別小口貸付	中小企業信用保険法に規定する特別小口保険該当者に対する無担保無保証人制度				0.60%
	経営振興資金	経営の近代化、合理化及び多角化を図る中小企業者、協同組合等	運転・設備併せて 8,000 (運転 3,000) (設備 5,000)	運・5年(6ヵ月) 設・7年(1年)	2.25%	1.80%以内で裏面一覧表に定める率	
	雇用創出促進資金	事業拡大や多角化計画に基づき、新たに常時使用する従業員を1名以上雇い入れようとする中小企業者、協同組合等	運転・設備併せて 8,000 (運転 3,000) (設備 5,000)	運・7年(1年) 設・10年(1年)	2.25%	1.75%以内で裏面一覧表に定める率	
	組織強化育成資金	商工業関係組合及び構成企業	1組合当たり 共同事業資金 5,000 転貸資金30,000(*1転貸先3,000) 1組合員当たり 3,000	運・5年(6ヵ月) 設・7年(1年)	2.00%		
	観光リゾート振興資金	県内において観光関連の事業を営み地域の観光の振興に寄与する中小企業者、協同組合等	運転・設備併せて15,000 (運転5,000)(設備10,000)	運・7年(1年) 設・10年(1年)	2.25%	1.70%以内で裏面一覧表に定める率 ただし、中小企業セーフティネット資金のうち、中小企業信用保険法第2条第3項第3号、第4号、第5号又は第7号の適用を受ける場合及び中小企業再生支援資金のうち、同法同条同項各号の適用を受ける場合は0.55%	
	中小企業セーフティネット資金	売上の減少等により資金繰りが厳しくなっている中小企業者、協同組合等	運転のみ 2,000	5年(1年)	2.15%		
	中小企業再生支援資金	沖縄県中小企業再生支援協議会の支援を受け再生計画を策定した中小企業者、協同組合等	運転・設備併せて 8,000	運転・設備 10年(1年)	取扱金融機関 所定金利		
産業振興資金	物産貿易振興貸付	物産貿易関連事業を営む中小企業者、協同組合等	運転・設備併せて15,000 (運転 7,500) (設備 7,500)	運・7年(1年) 設・10年(1年)	2.25%		
	オキナワ型産業振興貸付	県内において、地域特性を生かした比較優位性のある産業「オキナワ型産業」を営む中小企業者、協同組合等	運転・設備併せて 10,000 (運転 5,000) (設備 5,000)	運・5年(6ヵ月) 設・7年(1年)	2.20%		
産業振興資金	企業立地推進貸付	自由貿易地域、情報通信産業特別地区等において、工場、事業所等を設置しようとする中小企業者、協同組合等	運転・設備併せて25,000 (運転10,000) 産業高度化事業及び情報通信産業振興地域は、運転・設備併せて8,000(運転 3,000)	運・10年(1年) 設・15年(3年)	2.30%		
ハンチャ支援資金	ハンチャビジネスを展開する中小企業者、協同組合等	運転・設備併せて3,000	運・5年(6ヵ月) 設・7年(1年)	2.15%			
創業者支援資金	独立・開業を行う者又は開業後1年未満の事業者	運転・設備併せて1,000	運転・設備 7年(1年)	2.30%	1.65%以内で裏面一覧表に定める率		

＜問い合わせ先＞

※融資条件等については、年度途中で変更する場合があります。

沖縄県観光商工部経営金融課 098-866-2343  
 沖縄県信用保証協会審査課 098-863-5300  
 沖縄県産業振興公社経営支援課 098-859-6237

お近くの市町村商工会へ